

別紙.

「日本銀行の当座預金取引または貸出取引
の相手方に関する選定基準」中一部改正

○ 1. を横線のとおり改める。

1. 日本銀行の当座預金取引の相手方は、日本銀行に対して当座預金取引を開始したい旨申出た者（以下「申出者」という。）のうち、次の条件を全て満たすものとする。

(1) }
└ } 略（不変）
(4) }

(5) 申出者が、金融機関等であって、主要株主等（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第10項に定める銀行主要株主または金融商品取引法第29条の4第2項に定める主要株主のうち、本邦に所在し、申出者を連結子会社とするもの（審査に関する契約または調査に関する契約の締結先を除く。）またはその事業基盤の根幹部分を共有する等申出者の業務および財産に重大な影響を与える蓋然性があると認められるものをいう。以下同じ。）を有する場合には、申出者および主要株主等が、次の内容を骨子とする合意書の締結に応じること

イ. 日本銀行が、申出者の業務および財産の状況の把握に必要な限りにおいて、主要株主等に対し、報告または資料の提供を求めることができること

ロ. イ. に伴い、申出者、主要株主等および日本銀行との間で、必要となる守秘義務の一部解除を行うこと